

平成13年度

情報公開・個人情報

目的外利用と外部提供
個人情報保護法第17条の2第1項第2号の目的外利用とは、市以外のもので提供(外部提供)したものをいいます。

個人情報の保管などの届け出
市が申請書や届出書など個人情報を新たに保管または廃止・変更する場合、その目的や内容について、実施機関は市長に届出をし、市長はそれを個人情報保護委員会に報告することが義務づけられています。

プライバシーを守ります 個人情報保護制度

表④ 個人情報保管等届出件数 (単位:件)

Table with 4 columns: 実施機関, 届出件数, 項目別届出件数, 届出の主な内容. Rows include 市長 and details on new, changed, and discontinued items.

表⑥ コンピューター処理の主な業務と記録項目

Table with 3 columns: 業務名, 主な記録項目, 主な処理機器. Lists various administrative tasks like resident registration, tax collection, and social security.

急をむを得ない場合などは認
めてはなりません。目的外利用と外部提供の実績は、表⑤のとおりです。

表⑤ 目的外利用および外部提供の項目別状況 (単位:件)

Table with 3 columns: 項目別分類, 目的外利用, 外部提供. Shows counts for different categories of external use and provision.

個人情報保護委員会の審議内容
個人情報保護委員会は市民の立場から個人情報保護制度の十分な監視が果たせるよう、個人情報処理の処理に際して重要事項を審議します。

個人情報保護委員会の開催状況
実施機関の非開示決定や一部開示決定などに対し、請求者から不服申立てがあったとき、その決定が適切かどうかについて、公平な立場で審査する救済機関として、個人情報保護審査会が開催されています。

開示請求などの情報
自分の個人情報についての開示請求は7件ありました。5件が開示、1件が一部開示、文書不存在が1件でした。

コンピュータによる個人情報処理の状況
「三鷹市個人情報保護条例」では、コンピュータによる個人情報処理を記録する場合には、規則として設定するともに、個人情報保護委員会に報告をしなければならない(第8条)。

個人情報保護条例の一部を改正しました

今年8月から一部サービスの利用が開始される住民基本台帳ネットワークシステムをはじめ、さまざまな行政サービスを提供する電子自治体の構築など、市の業務においてもネットワーク化への対応が不可欠となっています。
そこで、市民のみなさんの個人情報を適切に取り扱うために、今年3月、「三鷹市個人情報保護条例」の一部を改正し、市のコンピューターを他団体等のコンピューターと接続する場合の制限等について、新たに決めました。
この中では、個人情報を処理する市のコンピューターは法令に定めがあるもの、同委員会の意見を聴いて特に必要があると認められたもの以外、他団体(国や地方自治体などの公共団体を含む)のコンピューターと接続を行わないこと、コンピューターを接続して行う個人情報の処理状況を毎年1回以上、同委員会に報告するとともに、公表すること、接続先機関における個人情報の不適切な取り扱い(制限)を設けています。
なお、住民基本台帳ネットワークシステムについてはすでに2月3日発行の「広報みなか」でお知らせしましたが、今年8月の一部稼働についても別途、お知らせする予定です。
⇒情報推進室 ☎内線2145

表⑦ 平成13年6月以降に追加・変更された記録項目

Table with 2 columns: 項目, 内容. Lists new or changed recording items for health, household, family support, social security, and taxes.

見を聴いて特に必要があると認められたもの以外、他団体(国や地方自治体などの公共団体も含みます)のコンピューターと接続しない。また、コンピューターによる個人情報処理している主な業務とその記録項目は表⑤のとおりです。

コンピュータによる個人情報処理の状況

「三鷹市個人情報保護条例」では、コンピュータによる個人情報処理を記録する場合には、規則として設定するともに、個人情報保護委員会に報告をしなければならない(第8条)。